

政 委 第 39 号
平成 27 年 1 月 9 日

厚 生 労 働 大 臣
塩 崎 恭 久 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人医薬基盤研究所、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

また、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣は、当委員会の意見を聴いた上で新中期目標及び新中長期目標を策定することとされておりますので、最終的な見直し内容とともに、新中期目標案及び新中長期目標案の提出をお願いいたします。

独立行政法人国立健康・栄養研究所の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 アウトカム目標達成に向けた調査研究業務の重点化

本法人の現中期目標期間における調査研究業務については、例えば「生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」では、厚生労働省が策定する「日本人の食事摂取基準」へのエビデンス提供など、「健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究の実施」という目標が設定されているが、具体的数値目標の設定はなく、定量的な水準・観点について考慮した目標となっていない。

このため、次期中期目標期間においては、例えば「健康日本21（第二次）（平成24年7月厚生労働省告示）」（資料1参照）において「国民の健康の増進の総合的な推進を図る」という政策の達成目標として規定された、①健康寿命の延伸と健康格差の減少、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、などに着目した具体的かつ明確なアウトカムに関連した目標を策定し実施することが必要である。

本法人においては、外部有識者からなる外部評価委員会を年2回程度開催し、各研究課題における研究計画、研究の進展度及び研究目標の達成度等の評価を実施しているが、研究開発そのものの継続の可否を判断する仕組みとなっていない。

したがって、本法人においては、研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、目標の達成状況を随時把握し、必要に応じ研究開発の継続そのものに関する助言・指導を行うことを目的とする研究マネジメント体制を構築し、本法人の限られた人的及び物的資源の適時・適切な配分を通じた研究開発業務の重点化を図るものとする。

2 特別用途食品の収去試験の登録試験機関の活用

本法人の「収去試験」については、①「民間登録試験機関が収去試験を実施できるよう標準的な試験手順等について検討を進め、速やかに導入する。これにより、法人の業務を精度維持・管理、検査方法の標準化等に重点化する。（平成22年12月7日閣議決定）」、②「栄養表示に関する収去試験の実施は、食品表示法に基づく民間の登録検査機関による実施状況に応じて、縮小する。（平成25年12月24日閣議決定）」など、民間登録検査機関の活用を拡大する方向で検討が進められている。

また、健康増進法（平成14年法律第103号）（以下「増進法」という。）に基づく特別用途食品の表示許可試験については、総許可件数に占める民間登録試験機関の許可試験の割合が90%を超えており（平成25年実績）（資料2参照）、民間登録試験機関の表示許可試験業務への活用が相当程度進んでおり、表示許可試験と技術的に差異がない収去試験への民間登録試験機関の参入も十分可能な状況にある。

これらを踏まえ、増進法に基づく特別用途食品の収去試験のうち、民間登録試験機関においても実施可能な、①試験項目が栄養成分のみである食品、②規格基準型特定保健用食品の関与成分、など分析方法が標準化されている食品の収去試験については、民間登録試験機関の活用を進め、民間登録試験機関による実施状況に応じて、本法人の業務としては縮小するものとする。

一方、本法人は、適切かつ公正な収去試験を民間登録試験機関で実施するための試験手順等について検討を進め、いまだ方法が確立していない関与成分の分析の標準化及び開示、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 独立行政法人医薬基盤研究所との統合に伴う研究体制等の見直し

本法人は、平成27年4月に独立行政法人医薬基盤研究所と統合することとなっている。

統合により、本法人の「栄養・食品に関する専門性」と、独立行政法人医薬基盤研究所の「医薬品に関する専門性」を融合した研究の推進が期待されるところであるが、統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、もって研究成果の最大化に資する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 統合後の新たな研究課題等に適応した研究部門の再編を、本法人及び独立行政法人医薬基盤研究所横断的に実施するものとする。
- ② 研究部門に属する研究ユニット等を研究テーマ等に応じて機動的に再編できる仕組みを構築するものとする。
- ③ 上記の実効性を確保するため、研究員等を柔軟に配置できる仕組みを構築するものとする。
- ④ 統合後は、独立行政法人医薬基盤研究所が主たる事務所として大阪府に所在し、本法人は東京都新宿区を従たる事務所として所在することとなっている。それぞれの事務所に所属する研究員相互間における、ICTやテレビ会議システムを活用した日常的な研究情報の交換、研究機関誌の共同発行を進めるとともに、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化する仕組みを構築するものとする。
- ⑤ 上記④で構築した仕組みを活用し、本法人と独立行政法人医薬基盤研究所の統合効果として実施する研究開発の目標を設定するものとする。
- ⑥ 管理部門については、内部統制の強化及び知的財産管理等の研究サポート業務の充実を図りつつ、合理化するものとする。

2 研究施設の外部利用促進と自己収入確保

ヒューマンカロリーメーター^(注)の年間稼動状況(平成25年度:土日祝日等を除く244日の状況)は、実際の実験に使用する期間106日(43.4%)、メンテナンスに要する期間10日(4.1%)、その他実験に使用していない期間128日(52.5%)となっており(資料3参照)、機器操作の専門性や測定に要する1回あたりの時間を考慮しても、実験に使用していない期間の3分の1程度は外部利用が可能な状況となっている。

したがって、本法人は、国民の共有財産を活用し、国全体の研究成果の最大化に繋げるという観点から、本法人での活用を優先するとともに、研究施設を担当する常勤職員等の本来業務への負担を考慮した上で、当該施設の外部利用を促進するものとする。

また、当該研究施設の外部利用については、実験に伴うメンテナンス費用や臨時職員雇用に係る経費等をもとに算定した利用料を徴収し、自己収入の確保に努めるものとする。

(注) 被験者に酸素濃度調整した密閉空間に1日自由に過ごしてもらい、その中の酸素濃度、二酸化炭素濃度を測定し、過ごした被験者がどの程度カロリーを消費しているか、どの程度、脂肪及び糖質を消費しているかを測定する実験施設。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、目標を策定するものとする。
- 2 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

参 考 資 料

資料1

健康日本21（第2次）に示された「基本的な方向」と主な「課題（目標項目）」

5つの基本的な方向	課題（主な目標項目）
①健康寿命の延伸と健康格差の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ●健康寿命の延伸（平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加） ●健康格差の縮小（都道府県格差の縮小）
②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●がん（死亡率低下：受信率向上） ●循環器疾患（死亡率低下：メタボ予備軍・該当者の減少等） ●糖尿病（合併症の減少：治療継続者の増加等） ●COPD（慢性閉塞性肺疾患）（認知度の向上）
③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの健康（自殺者の減少：気分障害・不安障害の減少等） ●次世代の健康（健康な生活習慣を有する子どもの増加等） ●高齢者の健康（MC I 高齢者の発見率向上：低栄養の減少等）
④健康を支え、守るための社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のつながり強化 ●健康づくり活動に関わっている国民の増加 ●健康づくりに取り組む企業数の増加 ●身近で専門的な相談が受けられる拠点の増加 ●健康格差対策に取り組む自治体の増加
⑤生活習慣及び社会環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ●栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康

（注）公表資料等に基づき当委員会で作成した。

資料2

特別用途食品の表示許可試験の実施状況（本法人と登録試験機関について）

項目／年	平成23年	平成24年	平成25年
登録試験機関の許可件数 (a)	60	59	78
特別用途食品	4	7	9
特定保健用食品	56	52	69
本法人の許可試験件数 (b)	8	9	6
許可試験件数の総数 (c=a+b)	68	68	84
本法人の試験割合 (b/c %)	11.8%	13.2%	7.1%

(注1) 登録試験機関の許可件数は、消費者庁の公表資料の数値に基づき当委員会で集計した。

(注2) 本法人の許可試験件数は、業務実績報告書の数値である。

(注3) 登録試験機関の許可件数は暦年ベース、本法人の許可試験件数は年度ベースの数値である。

資料3

ヒューマンカロリーメーターの稼働状況（平成25年度）

稼働可能日数 (注)	稼働日数	メンテナンス日数	未使用日数
244日	106日	10日	128日
(100.0%)	(43.4%)	(4.1%)	(52.5%)

(注) 平成25年度における土日祝日・年末年始を除いた日数である。

法人の概要

独立行政法人国立健康・栄養研究所

所管	厚生労働省	主管課	大臣官房厚生科学課	中期目標期間	平成23年4月1日～28年3月31日 (5年0か月間)							
沿革	内務省栄養研究所(1920年)→厚生省国立栄養研究所(1947年)→厚生省国立健康・栄養研究所に改組(1989年)→独立行政法人国立健康・栄養研究所(2001年)											
組織 体制	○本部所在地：東京都新宿区戸山1-23-1 (厚生労働省戸山研究所舎) ※国立感染症研究所同居											
役職 員数	役員数：理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2)(H26.4.1現在) 常勤職員数：43人(うち任期付職員数：20人) 非常勤職員数：45人(H26.4.1現在)											
法人 の 目 的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。(※独立行政法人健康・栄養研究所法第3条)											
業務 の 範 囲	<p>【独立行政法人国立健康・栄養研究所法第11条第1項】</p> <p>①国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと</p> <p>②国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと</p> <p>③食品について栄養生理学上の試験を行うこと</p> <p>④上記①から③に掲げる業務に附帯する業務を行うこと</p> <p>【独立行政法人国立健康・栄養研究所法第11条第2項】</p> <p>①健康増進法(平成14年法律第103号)第10条第2項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。</p> <p>②健康増進法第26条第3項(同法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第26条第1項の規定による許可又は同法第29条第1項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。</p> <p>③健康増進法第27条第5項(同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。</p> <p>④食品表示法(平成25年法律第70号)第8条第1項の規定により収去された食品の試験を行うこと。(③下線及び④は施行前)</p>											
H22～ 26年 度 に お け る 決 算 額	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算
	運営費交付金	739	691	628	659	641	人件費	477	482	444	379	479
	手数料収入	1	1	2	1	6	一般管理費	82	76	74	72	74
	受託収入	61	47	53	72	93	業務経費	122	100	102	92	93
	講習会収入	0	1	0	1	-	受託経費	128	106	110	111	107
	栄養情報担当者	35	26	22	4	-	消費税	1	1	0	1	-

独立行政法人医薬基盤研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人医薬基盤研究所（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

バンク事業の連携強化

本法人は、独立行政法人理化学研究所との間で、両法人、ATCC（アメリカ細胞バンク）及びDSMZ（ドイツ細胞バンク）に登録されているヒト由来細胞について取り違えがないことを証明できるよう、細胞認証データについてのデータベースを構築するとともに、収集、管理及び分譲している試料、品質管理の手法、試料輸送の手法、外部の研究者や国民への情報提供の手法等についての情報を共有している。

しかしながら、バイオリソースは有用な研究ツールであるため、そのさらなる利活用を図り、品質管理を強化する観点から、①収集、管理及び分譲している試料の情報、②品質管理の手法に関する情報、③収集、管理及び分譲している試料の価値を高めるために付加する情報の内容、④匿名措置など個人情報保護に係る取組に関する情報、⑤外部の研究者や国民への情報提供の手法について共有し、もってバンク事業を行っている他の独立行政法人との連携を強化するものとする。

また、その際には、厚生労働省所管のバンク情報を一覧にしてホームページ上に掲載するとともに、必要に応じて連携を図っている他の省庁が所管する独立行政法人が実施するバンク事業に係る情報をリンク先に追加するなど、バンクを利用する者にとって分かりやすく、より一層利用しやすい環境整備を図るものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 独立行政法人国立健康・栄養研究所との統合に伴う研究体制等の見直し

本法人は、平成27年4月に独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合することと

なっている。

統合により本法人の「医薬品に関する専門性」と、独立行政法人国立健康・栄養研究所の「栄養・食品に関する専門性」を融合した研究の推進が期待されるが、統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、研究成果の最大化に資する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 統合後の新たな研究課題等に適応した研究部門の再編を、本法人及び独立行政法人国立健康・栄養研究所横断的に実施するものとする。
- ② 研究部門に属する研究ユニット等を研究テーマ等に応じて機動的に再編できる仕組みを構築するものとする。
- ③ 上記の実効性を確保するため、研究員等を柔軟に配置できる仕組みを構築するものとする。
- ④ 上記の取組を通じて、本法人が実施している研究開発業務について、人的及び物的資源の適切な配分を踏まえた更なる重点化を図るものとする。
- ⑤ 統合後は、本法人が主たる事務所として大阪府に所在し、独立行政法人国立健康・栄養研究所は東京都新宿区に従たる事務所として所在することとなっている。それぞれの事務所に所属する研究員相互間における、テレビ会議システムを活用した日常的な研究情報の交換や、ICTを活用した研究機関誌の共同発行を進めるとともに、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化する仕組みを構築するものとする。
- ⑥ 上記⑤で構築した仕組みを活用し、本法人と独立行政法人国立健康・栄養研究所の統合効果として実施する研究開発の目標を設定するものとする。
- ⑦ 管理部門については、内部統制の強化及び知的財産管理等の研究サポート業務の充実を図りつつ、合理化するものとする。
- ⑧ 内部統制については、危機管理の観点から、研究における不正やバンク事業における試料の取り違えが起きないように関係規程の充実を図るとともに、研究員を含む役職員に対し、担当業務に関連した内部統制に係る研修を行うなどの取組を強化するものとする。また、統合後も引き続き研究施設が各地に置かれることから、各研究施設に置かれる内部統制責任者と本部の内部統制担当責任者及び内部統制担当部門の定期的な意見交換の実施など、組織全体としての内部統制の充実を図るものとする。

2 クロスアポイントメント制度の導入

産学官の人材・技術の流動性を高め、本法人が実施する創薬研究における産学官のネットワークを強化し、本法人が実施する創薬研究をさらに進展させるため、「「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 -」（平成26年6月24日閣議決定）（資料1参照）を踏まえ、本法人は、大学等との間でのクロスアポイントメント制度（各法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）を導入するものとする。

第3 繰越欠損金の解消

1 実用化研究支援事業

本法人は、画期的な医薬品及び医療機器のベンチャー企業による実用化段階における研究を支援するため、平成16年度から22年度までに研究課題19件に対し、委託を実施している。

上記既採択案件19件のうち、15件でヒトの臨床試験を、1件で非臨床試験を実施し、残り3件が会社解散に伴い開発中止となっている。

本事業は、医薬品の開発には長期間を要することから、研究期間中は収益が生じず、委託費相当額が自動的に繰越欠損金として計上される仕組みとなっており、本法人は、繰越欠損金の拡大を抑えるため、平成21年度に新規案件の採択を休止し、23年度に事業を廃止している。

また、本法人は、研究振興勘定に計上されている繰越欠損金の解消を進めるため、平成25年度において、①プログラムオフィサー等による進捗状況報告会を実施し、研究の進捗状況等を把握し、指導・助言を行い、②全ての既採択案件に係るベンチャー企業を訪問し、担当者から聞き取りを行うとともに、事業者と協力を行っている外部専門家を訪問し、課題の進捗状況、問題点を把握するとともに、③繰越欠損金に関する計画策定委員会を年1回開催し、繰越欠損金の減少に向けた検討を行い、早期実用化に向けた指導・助言を行っている。

しかしながら、平成24年度の繰越欠損金の解消額は4百万円、25年度の繰越欠損金の解消額は2百万円となっており、25年度末の残高が約65億円計上されているなど、研究成果の実用化に至っていないために、目標解消年度である40年度までの繰

越欠損金の解消が進んでいない状況が見られる（資料2参照）。

このため、本法人は、研究成果の早期実用化を図るとともに、すでに収益を上げているものについて更なる収益の増加により、着実に繰越欠損金の解消を図る観点から、次の措置を講じるものとする。

- ① 繰越欠損金の解消状況を随時把握し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、研究の進捗状況を踏まえ、目標解消年度である平成40年度までの解消計画の随時見直しを行うものとする。
- ② 既採択案件のうち研究の進捗が特に採択時の事業計画通りに進んでいない非臨床試験段階にあるものについて、なぜ臨床試験に進めないのか原因を把握し、重点的に指導・助言を行うものとする。
- ③ 製薬企業とのライセンス契約を締結しているベンチャー企業や製造販売承認を申請又はすでに製造販売承認されているベンチャー企業から、販売実績や営業活動実績等の売上高に直結する情報を積極的に収集するとともに、売上高を増加させるために情報発信の強化についても適時・適切に指導・助言を行うものとする。

2 承継事業

本法人は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施していた医薬品開発に向けた出資事業を承継事業として引き継ぎ、出資法人の成果管理を行っている。

上記出資事業では、2以上の企業により設立された15の研究開発法人に対して出資し、出資期間終了後、当該15法人すべてが研究開発で得た特許権等の成果を管理する成果管理会社に移行している。

また、当該15の成果管理会社のうち1社については、その成果を引き継いだ国内企業により製品化に向けた開発が行われている。

一方、上記15の成果管理会社に対する出資額は、①成果管理会社の純資産額のうち、本法人の出資割合相当額の損失の計上、②その後の成果管理会社の清算損失の計上により、承継勘定の繰越欠損金を構成している。

そこで、本法人では、承継勘定に計上されている繰越欠損金の解消を進めるため、

- ① 残る1社の成果管理会社の株主総会等に参加し、研究の進捗状況等を把握し、
- ② 当該成果管理会社の成果の導出先企業を訪問し、担当者から聞き取りを行うとともに、当該企業に協力を行っている外部専門家の訪問を行い、課題の進捗状況、問

題点を把握し、

- ③ 外部評価委員による評価会議に成果管理会社の関係者の出席を求め、営業やマーケティングなどの経営上の課題も踏まえて、指導・助言を行っている。

しかしながら、平成24年度の繰越欠損金の解消額は1億6千6百万円、25年度の繰越欠損金の解消額は1百万円となっており、25年度末の残高が約254億円計上されているなど、繰越欠損金の解消が進んでおらず、目標解消年度である35年度までの繰越欠損金の解消は極めて困難な状況になっている（資料3参照）。

このため、本法人は、承継勘定に計上された繰越欠損金の着実な解消を図るため、研究成果の実用化により将来得られる収益見込みを精査し、毎年度見直すとともに、事業終了による回収額と比較し、事業終了による回収額が上回る場合は、事業終了年度前の事業の終了を含め承継事業の抜本的な見直しを行うものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、目標を策定するものとする。
- 2 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

参 考 資 料

資料1 「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-」（平成26年6月24日閣議決定）（抄）

IV. 改訂戦略の主要施策例

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

(1) 企業が変わる (略)

(2) 国を変える

①成長志向型の法人税改革 (略)

②イノベーションの推進と社会的課題解決へのロボット革命

○イノベーション・ナショナルシステムの確立（革新的な技術からビジネスを生み出す仕組みづくり）

先進的な研究開発法人において、大学等の技術シーズを民間企業へ「橋渡し」する機能を強化する。具体的には、受託研究企業からの資金獲得を重視する仕組み・目標を整備するとともに、大学等と他の機関のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により各機関の責任の下で業務を行うことができる「クロスアポイントメント制度」を導入・活用する。

【先行的な研究開発法人について今年度中に制度設計】

(以下略)

(注) 「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-」（平成26年6月24日閣議決定）に基づき、当省が作成した。

資料2 実用化研究支援事業に関する繰越欠損金残高と当期総利益等の経年推移

(単位：百万円)

区 分	H22	H23	H24	H25
経常利益	△392	2	4	2
売上納付金	-	-	1	-
当期総利益	△392	2	4	2
繰越欠損金	△6,550	△6,548	△6,544	△6,542

(注) 平成25年度業務実績報告書に基づき、当省が作成した。

資料3 承継事業に関する繰越欠損金残高と当期総利益等の経年推移

(単位：百万円)

区 分	H22	H23	H24	H25
経常利益	34	37	5	0
売上納付金	-	-	-	-
当期総利益	21	43	166	1
繰越欠損金	△25,611	△25,568	△25,402	△25,401

(注) 平成25年度業務実績報告書に基づき、当省が作成した。

法人の概要

独立行政法人医薬基盤研究所

所 管	厚生労働省	主管課	大臣官房厚生科学課				中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日～ 27 年 3 月 31 日 (5 年間)				
沿 革	平 17.4 国立医薬品食品衛生研究所大阪支所を主な母体に、国立感染症研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の組織の一部を統合して創設											
組織体制	<p>○本部所在地：大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6－8</p> <p>○薬用植物資源研究センター筑波研究部：茨城県つくば市八幡台 1－2 同北海道研究部：北海道名寄市字大橋 108－4 同種子島研究部：鹿児島県熊毛郡中種子町野間松原山 17007－2</p> <p>○霊長類医科学研究センター：茨城県つくば市八幡台 1－1</p> <p>○泉南資源研究施設：大阪府泉南市りんくう南浜 2－11</p> <p>○創薬支援戦略室西日本統括部：大阪府大阪市北区大深町 3－1 同東日本統括部：東京都港区虎ノ門 1－2－10</p>											
役員員数	<p>役 員 数： 理事長（常勤 1）、理事（常勤 1）、監事（非常勤 2）（H26.4.1 現在）</p> <p>常勤職員数： 93 人 非常勤職員数： 221 人（H26.4.1 現在）</p>											
法人の目的	<p>（※独立行政法人医薬基盤研究所法第 3 条）</p> <p>医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資すること。</p>											
業務の範囲	<p>① 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的研究を行い、その成果を普及すること。</p> <p>② 基礎的研究（①に掲げるものを除く。）を他に委託して行い、その成果を普及すること。</p> <p>③ 試験研究を政府等（政府及び独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。④において同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること（②に掲げるものを除く。）。</p> <p>④ 政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。</p> <p>⑤ 海外から研究者を招へいすること。</p> <p>⑥ 情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>⑦ 調査すること。</p> <p>⑧ 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器に関する試験研究に関し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと（厚生労働省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。</p> <p>⑨ ①～⑧に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>⑩ 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から承継した株式であつて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構から承継したものの処分の業務を行う。</p> <p>⑪ 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から承継した貸付金に係る債権であつて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構から承継したものの債権の管理及び回収の業務を行う。</p>											
H22～26	【 収 入 】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【 支 出 】	H22	H23	H24	H25	H26 予算
年度に おける 決算額 (H 26 は予算 額) (単 位:百万 円)	運営費交付金	9,742	7,998	8,487	6,987	7,543	業務経費	9,627	8,031	7,523	7,950	6,762
	施設整備費補助金収入	56	889	1,724	2,064	-	施設整備費	56	889	1,656	2,053	-
	補助金等収入	-	-	293	-	-	借入金等償還	80	70	70	64	47
	政府出資金	398	-	-	-	-	借入金利息	6	5	4	3	2
	受託研究収入	518	633	503	472	54	一般管理費	199	205	197	202	223
	貸付回収金	111	111	111	56	-	人件費	759	719	671	821	936
	融資事業収入	4	3	2	0	-						
	納付金収入	151	213	240	271	249						
	業務外収入	389	369	409	571	253						
	運用収入	106	98	46	40	42						
	雑収入	283	271	363	530	212						
	合 計	11,369	10,216	11,769	10,331	8,100	合 計	10,727	9,920	10,120	11,093	7,970

年金積立金管理運用独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「本法人」という。)については、「「日本再興戦略」改訂 2014 - 未来への挑戦 -」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、①本法人の基本ポートフォリオについて、財政検証結果を踏まえ、デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施すること、②本法人のガバナンス体制の強化を図るため、運用委員会の体制整備や高度で専門的人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、厚生労働省において、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行うこととされている。

これを踏まえ、厚生労働省において、法人形態変更の必要性を含めた検討がなされているところである。

本法人の主要な事務及び事業については、以上の本法人を取り巻く環境を踏まえた上で、以下の方向で見直しを行うものとする。

第 1 業務実施体制の見直し

1 高度で専門的な人材の確保とその活用等

本法人は、年金事業の運営の安定に資することを目的として、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、年金積立金を安全かつ効率的に運用することが求められている。また、デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即した対応が必要となることから、高度で専門的な人材の確保が必要とされている。

これらの状況から、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、本法人は、「高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。」とされ、外部コンサルティング会社に対し本法人の給与体系の改定に関する調査及び支援業務を委託している。

このため、本法人は、運用対象の多様化等に応じ、高度で専門的な人材の確保を進

めるに当たり、上記の外部コンサルティング会社に委託して得られた知見を十分に検討し、高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を図るものとする。

また、高度で専門的な人材の本法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を図るものとする。

さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すとともに、現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を当該人材を含めた本法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを本法人内に蓄積することを目指すものとする。

なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすく説明するものとする。

2 情報セキュリティ対策

本法人が有する年金積立金の管理及び運用に関する情報は、市場に多大な影響を与える極めて重要なものであることから、本法人には確実な情報セキュリティ対策が求められている。

このため、情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、本法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認するものとする。

また、情報漏えい対策として、各種契約等において守秘義務を課す等の対応が図られているものの、関係者が守秘義務を遵守しているかどうかの検証は実施されていない。このため、次期中期目標期間において、本法人の役職員のみならず本法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を本法人が自ら評価する仕組みを構築するものとする。

3 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化

本法人は、今後運用対象の多様化を進める予定であるが、そのためには伝統的な4資産^(注1)に関するリスク管理に加え、オルタナティブ投資^(注2)に関するリスク管理及びオルタナティブ投資を含めた本法人のポートフォリオ全体のリスク管理が必要である。

ただし、現時点では、オルタナティブ投資に関するリスク管理が可能なシステムが、我が国には乏しいことから、当該リスク管理を実施するためには、海外の機関が提供するシステムを利用する方法や、本法人が当該リスク管理システムを新たに開発し利用する方法が考えられる。このうち、海外の機関が提供するシステムを利用する場合は、我が国の国内法が適用されないことから、不測の情報漏えいが発生することによる影響は大きなものとなることが予想される。

このため、本法人は、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めた本法人のポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討するものとする。

また、リスク管理について、フォワード・ルッキングな^(注3)リスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図るものとする。

(注1) 国内債券、国内株式、外国債券、外国株式の4つのアセットクラスをいう。

(注2) 例えば、インフラストラクチャー共同投資のような、株式や債券などの伝統的な資産とは異なる資産への投資をいう。

(注3) 「フォワード・ルッキングな」とは、「先行きを見据えた」との意味である。

4 調査研究業務

(1) 調査研究業務の充実

本法人は、経済環境や市場を的確に把握したポートフォリオ管理を実施することや年金積立金の管理運用手法を高度化させることなどを目的として、調査研究業務を実施し、経済情勢等の調査・分析等の調査能力を向上させ、併せて、国内外の最先端の運用手法等に関する情報収集能力を向上させるとしている。

このため、今後は、前記「1 高度で専門的な人材の確保とその活用等」で記載した高度で専門的な人材を活用した本法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを本法人に蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくものとする。

(2) 調査研究業務に関する情報管理

近年における調査研究の中には、シンクタンク等に委託して実施した「海外インフラ投資に関する調査研究（平成 22 年度実施）」や「非時価総額加重平均型ベンチマークについての調査研究（平成 25 年度実施）」など、本法人が採用を始めた運用手法に繋がったものもあり、調査研究を通じて特定の部外者に本法人の将来的な運用手法を推測されるおそれがある。

このため、本法人の具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、本法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき、目標を策定するものとする。
- 2 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

法人の概要

年金積立金管理運用独立行政法人

所管	厚生労働省	主管課	年金局 総務課				中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日 (5 年間)				
沿革	昭和 36 年 11 月：年金福祉事業団設立 昭和 61 年 4 月：年金資金運用事業を開始—財政投融资借入による年金資金の運用を開始 平成 13 年 4 月：年金資金運用基金の設立—厚生労働大臣から寄託された年金資金の運用を開始 平成 18 年 4 月：年金積立金管理運用独立行政法人の設立											
組織体制	○本部所在地：東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル											
役員数	役員数：理事長（常勤 1）、理事（常勤 1）、監事（常勤 1、非常勤 1）（H26. 4. 1 現在） 常勤職員数：71 人 非常勤職員数：4 人（H26. 4. 1 現在）											
法人の目的	年金積立金管理運用独立行政法人は、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。 (年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 16 年 6 月 11 日法律第 105 号)(以下「GPIF 法」という。)第 3 条)											
業務の範囲	1. 年金積立金の管理及び運用を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (GPIF 法第 18 条) ※被用者年金制度一元化法による改正後（平成 27 年 10 月 1 日施行）は、モデルポートフォリオを策定することも追加される。											
H22～ 26 年度 における 決算額 (H26 は 予算額) (単位 : 億円)	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算
	年金特別会計寄託金	6,563	5,494	22,014	5,023	276	年金特別会計納付金	2,503	1,398	6,291	21,116	6,261
	投資回収金	68,546	58,394	65,452	45,865	54,938	年金特別会計寄託金償還	64,505	56,996	59,161	24,749	48,677
	運用収入	△2,999	26,092	112,222	102,207	41,924	財政融資資金借入金償還	1,521	-	-	-	-
	雑収入	2	6	1	3	2	財政融資資金借入金利息	17	-	-	-	-
							一般管理費	3	3	3	3	11
							業務経費	261	245	236	268	378
							投資	98,136	5,499	47,859	117,007	91,723
	合計	<u>72,112</u>	<u>89,986</u>	<u>199,689</u>	<u>153,098</u>	<u>97,140</u>	合計	<u>166,946</u>	<u>64,141</u>	<u>113,550</u>	<u>163,143</u>	<u>147,050</u>

独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）、独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）、独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）、独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）及び独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。また、上記6法人を総称して以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 組織の在り方の検討

【6法人共通】

国立高度専門医療研究センターの組織の在り方については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々政策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には、上記6法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う」と指摘されている。

また、「医療分野研究開発推進計画」（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においては、臨床研究及び治験の抱える課題として「(国立高度専門医療研究センターは) 企業との連携による創薬及び医療機器開発において貢献してきたとは必ずしも

いけない」と指摘されているほか、課題解決に向けて求められる取組として「我が国の医療研究開発におけるナショナルセンターの在り方については、検討を更に深める必要がある」との指摘もされている。

以上のことから、厚生労働省は、国立高度専門医療研究センターが平成27年4月に研究開発成果の最大化を目的とする国立研究開発法人に分類されることを踏まえ、分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応できるよう、重複する研究分野の再編成及び連携や役割分担の整理、病院運営の効率化等も念頭に置きつつ、国立高度専門医療研究センターとして存続させるべきか否か、各法人を統合させるべきか否か等、国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方に関して、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得るものとする。そのため、第1期中期目標期間の業務実績評価を実施した後、速やかに必要な準備行為に着手するものとする。検討に際しては、以下の観点及び今回の勧告の方向性における指摘事項に十分留意するものとし、検討結果については公表するとともに、総務省に設置予定の独立行政法人評価制度委員会に説明するものとする。

- ① 国立長寿医療研究センターについては、急速な高齢化の進展に伴う医療の方策的課題に留意しつつ、
 - i) 各疾患において高齢者の割合が増加しており、他の国立高度専門医療研究センターと重複する疾患が多いこと、
 - ii) 医師主導治験の実績がないこと、
 - iii) 専門修練医の育成を行っていないこと、
 - iv) 患者構成はほぼ近隣地域に限られていること等に鑑み、国立高度専門医療研究センターとしての機能の発揮状況
- ② 国立国際医療研究センターに国立研究開発法人として担当させるべき疾患の再整理
- ③ 国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理
 - ア 国立がん研究センターと国立成育医療研究センターの間における小児がん
 - イ 国立循環器病研究センターと国立長寿医療研究センターの間における高齢者の心臓病
 - ウ 国立精神・神経医療研究センターと国立長寿医療研究センターの間における認知症
 - エ 国立精神・神経医療研究センターと国立国際医療研究センターの間における精神・神経疾患
- ④ 厚生労働省所管機関の役割の再整理
 - ア 国の医療政策における国立高度専門医療研究センターと独立行政法人国立病院機

構（以下「国立病院機構」という。）

イ 感染症・エイズ・肝炎における国立国際医療研究センターと国立感染症研究所

第2 事務及び事業の見直し

1 研究開発事業の見直し

(1) 研究開発事業の重点化

現行の中期目標においては、国の医療政策における各法人の果たすべき役割及び研究開発事業の内容は、具体性に乏しいものとなっている。

貴重な財政資源を効果的かつ効率的に活用し、国全体として研究開発成果を最大化する観点から、次期中長期目標においては、国の医療政策における各法人の果たすべき役割を、関係部局間で協議した上で、具体的かつ明確に記載するものとする。それを踏まえ、実用化を目指した研究に重点を置きつつ、国民の健康に重大な影響のある疾患のうち、国として早急又は積極的に対応する必要があると考えられる、国立高度専門医療研究センターとして取り組むべき以下の研究開発に重点化するものとし、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めるものとする。

- ① 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発
- ② 難治性・希少性の疾患に関する研究開発
- ③ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂に資するような研究開発
- ④ 中長期に渡って継続的に実施する必要がある疫学的なコホート研究

各法人は、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（平成26年3月31日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）及び「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定）に即して策定された医療分野研究開発推進計画等を踏まえ、以下の研究開発に重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

なお、研究開発成果の最大化を図る観点から、例えばファースト・イン・ヒューマン試験数、医師主導治験数、各法人の研究開発に基づく先進医療承認件数及び学会等が作成する診療ガイドラインへの採用件数等について、次期中長期目標等に適切な数値目標を定めるものとする（資料1参照）。また、研究開発の質の向上については、適切な評価軸を検討・設定し、医療技術の向上及び医療の均てん化に資す

る目標を定めるものとする。

【国立がん研究センター】

- ・ 遺伝子の解析等による未来型医療を実現するための診断・治療法の研究開発
- ・ 難治性がん、希少がんなどを中心とした新規治療法の研究開発
- ・ 全国ネットワークを活用し、個人や集団に対しより最適化された標準治療開発のための多施設共同臨床研究
- ・ がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究

【国立循環器病研究センター】

- ・ より実用性の高い人工心臓、人工血管や急性心筋梗塞患者の救命治療における超小型補助循環システム等医療機器の研究開発
- ・ 本態や発症機序が明確でない循環器疾患における医工学融合による疾患毎患者毎に最適と考えられる新規治療法の研究開発
- ・ 致命的循環器疾患の救急治療法や難治性循環器疾患の革新的治療法の研究開発
- ・ 成人先天性心疾患のような診療科横断的な疾患について、標準治療法を開発するための多施設共同研究
- ・ 疾患コホートと住民コホートの連携による科学的根拠に基づいた予防法の研究開発

【国立精神・神経医療研究センター】

- ・ 人工核酸医薬品等を用いた、これまで治療薬がなかった筋ジストロフィーの治療薬の研究開発
- ・ 従来作用機序とは異なる、副作用が少なくかつ成績良好な多発性硬化症の治療薬の研究開発
- ・ 他疾患に対する既存薬の多発性硬化症及び視神経脊髄炎への適応拡大を目的とした研究開発
- ・ 神経難病における既存の治療法に対する治療反応性の検証による適正な治療選択法の研究開発

- ・ バイオマーカー、臨床脳画像等の活用による、パーキンソン病、統合失調症、うつ病、発達障害等の客観的評価に耐える診断・治療法の研究開発
- ・ 精神疾患等に対するバイオバンクを活用したエビデンスに基づく医療及びゲノム医療の実現のためのコホート研究並びに精神保健に関する疫学研究

【国立国際医療研究センター】

- ・ 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際的な感染症に対する革新的な診断・治療法の研究開発
- ・ エイズ、肝炎、糖尿病、代謝疾患及び自己免疫疾患に対する新たな医薬品や診断・治療法の研究開発
- ・ 感染症や代謝疾患、肝炎、自己免疫疾患等のバイオリソースの収集を進め、遺伝子の解析等による未来型医療を実現するための診断・治療法の研究開発
- ・ HIV感染症の病態解明のためのコホート研究

【国立成育医療研究センター】

- ・ 免疫不全症の遺伝子治療に関する研究開発
- ・ 先天性代謝異常症に対する再生医療の研究開発
- ・ 食物アレルギー等アレルギー疾患の発症予防法の確立に関する研究開発
- ・ 小児が服用しやすい薬剤の研究開発
- ・ 小児肺高血圧、小児多動症等に対する研究開発
- ・ 小児慢性特定疾患に対する治療法の研究開発
- ・ 早産・在胎不当過小やハイリスク妊婦等の母と児を対象としたコホート研究

【国立長寿医療研究センター】

- ・ 認知症の先制治療薬、早期診断技術の開発や予防（コグニサイズの発展・改良など）方法の確立等の研究開発
- ・ フレイル・ロコモなどの老年病に関する診断・予防についての研究開発
- ・ 歯髄幹細胞を用いた再生医療についての研究開発
- ・ 2025年問題を見据えた在宅医療や終末期医療、認知症患者の徘徊対策等の老年学・社会科学的な研究開発

- ・ バイオバンクと連携した老化・老年学に関する大規模コホート研究

(2) 競争的研究資金を財源とする研究課題の選定方法の見直し

【6法人共通】

運営費交付金を財源とする研究開発については、外部諮問委員会等の意見を聴取した上で定められた運営計画等において研究課題等が決定されているが、競争的研究資金を財源とする研究開発については、そのような仕組みがない。しかし、国立高度専門医療研究センターとしての役割を適切に果たす観点から、競争的研究資金を財源とする研究開発であっても、各法人のミッションや中長期目標を十分踏まえ、応募に際し、各法人として取り組むべき研究課題であるかどうかを審査した上で、研究課題を選定する仕組みを構築するものとする。

2 医療事業の見直し

【6法人共通】

(1) 病院の役割の明確化等

国立高度専門医療研究センターは国立研究開発法人に分類されることとなるが、国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、各病院の役割をそれぞれ明記するものとする。

なお、病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を他の独立行政法人等に移管する方向で検討するものとする。

(2) 臨床評価指標を用いた医療の質の評価の実施

各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、国立病院機構が活用している臨床評価指標等を参考に、国立高度専門医療研究センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を独自に策定した上で、医療の質の評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(3) 病院運営の効果的・効率的実施

効果的かつ効率的に病院運営を行うため、各病院の手術件数・病床利用率・平均

在院日数・入院実患者数等について、次期中長期目標等に適切な数値目標を定めるものとする（資料2参照）。

また、上記数値目標の実績について、各病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討するものとする。

3 人材育成事業の見直し

【6 法人共通】

国立長寿医療研究センターを除く国立高度専門医療研究センターはレジデント及び専門修練医を育成している（資料3参照）ほか、医療従事者等を対象に専門的な技能向上のための研修を実施している。しかしながら、地域で中核的に診療に携わっている医師に対する研修は限られているので、最先端の医療技術を普及することにより医療の均てん化を促進するため、各法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修^(注)を実施するよう、研修内容を見直すものとする。

(注) 研修の具体例は以下のとおりである。

- ① 国立がん研究センターにおいては、内視鏡による低侵襲がん治療等の研修
- ② 国立循環器病研究センターにおいては、慢性血栓性肺高血圧症に対するバルーン肺動脈形成術等の研修
- ③ 国立精神・神経医療研究センターにおいては、うつ病、統合失調症やパーキンソン病に対する治療法の研修
- ④ 国立国際医療研究センターにおいては、エボラ出血熱やHIV・エイズ等の国際的な感染症に対する治療法等の研修
- ⑤ 国立成育医療研究センターにおいては、未熟児網膜症早期手術等の研修
- ⑥ 国立長寿医療研究センターにおいては、FDGを用いたポジトロン断層撮影によるアルツハイマー病診断法等の研修

【国立長寿医療研究センター】

国立長寿医療研究センターについては、レジデントを育成しているものの、専門修練医は育成していないことから、専門修練医制度の設置について検討するものとする。

4 情報発信事業の見直し

各法人においては、以下のとおり医療の均てん化等に取り組むものとする。

また、学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するものとし、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めるものとする。

【国立がん研究センター】

がんについては、国立がん研究センター及びがん診療連携拠点病院間でネットワークを構築しており、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を開催すること等により、意見交換や情報共有等を行っている。

しかしながら、最新の5年生存率は一定の調査条件を満たす一部の地域がん登録のデータしか活用できない状況であるなど、がん登録のデータの活用状況は十分とは言えないことから、今後はがん登録のデータを更に活用すること等により、医療の均てん化等に取り組むものとする。

【国立国際医療研究センター】

HIV・エイズ及び肝炎については、国立国際医療研究センター及び全国の中核的な医療機関間のネットワークの構築ができていますが、それ以外の担当疾患についてはネットワークの構築が不十分であることから、関係学会等とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むものとする。

【国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター】

循環器病、精神・神経疾患等、成育疾患及び加齢に伴う疾患については、各法人及び全国の中核的な医療機関間のネットワークの構築が不十分であることから、関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むものとする。

5 政策提言業務の見直し

【6 法人共通】

政策提言業務は、各法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことが必要だと考えられるが、そのような実績はほとんどみられないことから、今後は、法人として提言書を取りまとめた上で、国へ提言を行うものとする。

6 バイオバンク整備事業の見直し

【6法人共通】

バイオバンク整備事業については、医療分野研究開発推進計画において「「ナショナルセンター・バイオバンクネットワーク（NCBN）」について、一層の充実・強化を図る」とされていることを踏まえ、企業や他の研究機関による治療薬開発等の一層の推進を図る観点から、外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築するものとする。

第3 業務実施体制の見直し

【6法人共通】

1 調達コストの削減

現在、国立高度専門医療研究センター等の中で医薬品及び医療材料等の共同調達を行っているが、医療機器、備品、事務用消耗品等のうち実施可能なものについても共同調達等を行うことにより、コスト削減を図るものとする。

2 人事交流の推進

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構等との人事交流を更に推進するものとする。

また、医療の質の向上及びキャリアアップの観点から、国立高度専門医療研究センター間及び国立高度専門医療研究センターと国立病院機構の間における看護師等の人事交流を更に推進するものとする。

3 医療安全管理体制の強化

医療安全対策はすべての病院に共通する重要な課題であることから、国立高度専門医療研究センター間において、医療安全管理体制についての相互チェック、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことにより、医療安全管理体制を強化するものとする。

4 クロスアポイントメント制度の導入

産学官の人材・技術の流動性を高め、国立高度専門医療研究センターと大学間等の技術シーズを円滑に橋渡しすることにより、高度かつ専門的な医療技術の研究開発の推進が見込まれるため、「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、既に導入済みの国立がん研究センター以外の法人については、各法人と大学等との間でのクロスアポイントメント制度（各法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）を導入するものとする。

5 内部統制の一層の充実・強化

平成26年12月、国立循環器病研究センターの情報システム保守・運用業務の入札に関して職員が起訴された。本件に係る第三者委員会の検証結果等を踏まえ、コンプライアンス体制を強化するとともに、必要に応じ入札及び契約手続の見直し等を実施することにより、内部統制の一層の充実・強化を図るものとする。

第4 財務内容の改善等

【国立精神・神経医療研究センター及び国立国際医療研究センター】

国立精神・神経医療研究センター及び国立国際医療研究センターは、平成25年度決算において、繰越欠損金（国立精神・神経医療研究センターは約16億円、国立国際医療研究センターは約39億円）を計上している（資料4参照）。

この繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、各法人における繰越欠損金の発生要因等の分析を踏まえ、次期中長期目標に削減目標を明記するものとする。

また、各法人は、上記削減目標を踏まえ、具体的な繰越欠損金解消計画を策定するとともに、国民への説明責任を果たすため、同計画を公表するものとする。

第5 業務全般に関する見直し

【6法人共通】

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」

(平成26年9月2日総務大臣決定)に基づき、目標を策定するものとする。

- 2 特に、「平成25年度決算検査報告」(平成26年11月7日会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

参 考 資 料

※ 以下、国立がん研究センターを「NCがん」、国立循環器病研究センターを「NC循環器」、国立精神・神経医療研究センターを「NC精神」、国立国際医療研究センターを「NC国際」、国立成育医療研究センターを「NC成育」、国立長寿医療研究センターを「NC長寿」という。

資料1

○ ファースト・イン・ヒューマン試験数の推移

(単位：件)

\	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
NCがん	3	6	5	13
NC循環器	0	0	1	0
NC精神	0	0	1	1
NC国際	0	0	0	0
NC成育	0	0	0	0
NC長寿	0	0	1	0

○ 医師主導治験数の推移

(単位：件)

\	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
NCがん	4	5	15	16
NC循環器	0	2	1	4
NC精神	0	0	2	5
NC国際	1	1	0	0
NC成育	4	4	1	1
NC長寿	0	0	0	0

○ 各NCの研究開発に基づく先進医療承認件数の推移

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
NCがん	4	0	0	4
NC循環器	0	0	0	0
NC精神	0	0	0	0
NC国際	0	0	0	0
NC成育	1	0	0	0
NC長寿	0	0	0	0

○ 学会等が作成する診療ガイドラインへの採用件数の推移

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
NCがん	1	15	14	19
NC循環器	4	9	8	9
NC精神	0	0	0	3
NC国際	0	2	4	9
NC成育	1	6	4	7
NC長寿	0	3	3	4

資料2

○ 手術件数の推移

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
NCがん	7,221	7,151	7,450	7,639
中央病院	4,487	4,580	4,688	4,803
東病院	2,734	2,571	2,762	2,836
NC循環器	2,484	2,440	2,558	2,831
NC精神	239	260	286	290
NC国際	5,216	5,411	5,774	6,403
センター病院	4,266	4,255	4,600	5,075
国府台病院	950	1,156	1,174	1,328
NC成育	4,927	5,064	5,328	4,513
NC長寿	2,583	2,754	3,005	3,224

○ 病床利用率の推移

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
N Cがん				
中央病院	84.8	82.9	83.3	83.9
東病院	80.4	82.3	83.8	88.1
N C循環器	87.4	90.2	91.2	90.2
N C精神	80.9	85.3	86.8	85.7
N C国際				
センター病院	78.7	81.6	84.3	87.8
国府台病院	75.7	78.8	78.7	80.2
N C成育	82.4	77.2	80.6	78.6
N C長寿	69.3	81.2	79.6	79.3

○ 平均在院日数の推移

(単位：日)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
N Cがん				
中央病院	14.1	13.6	13.2	12.7
東病院	14.6	14.8	14.3	13.7
N C循環器	19.1	18.4	17.2	16.7
N C精神	52.7	42.3	34.8	29.5
N C国際				
センター病院	14.6	15.3	15.0	15.4
国府台病院	27.1	20.8	18.7	18.2
N C成育	12.1	11.5	11.1	10.6
N C長寿	20.1	19.2	20.1	19.7

○ 入院実患者数の推移

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
N Cがん	310,527	310,001	312,334	320,383
中央病院	185,745	182,014	182,406	183,707
東病院	124,782	127,987	129,928	136,676
N C循環器	180,784	178,939	179,723	178,505
N C精神	137,578	145,500	147,721	145,746
N C国際	327,953	331,596	341,357	356,863
センター病院	230,426	229,767	237,244	247,108
国府台病院	97,527	101,829	104,113	109,755
N C成育	138,407	138,497	144,113	140,517
N C長寿	80,736	81,978	93,276	92,979

資料3

○ レジデント及び専門修練医の数（平成25年度）

（単位：人）

	NCがん	NC循環器	NC精神	NC国際	NC成育	NC長寿
レジデント	131	96	51	149	87	4
専門修練医	68	51	5	48	103	0

資料4

○ 繰越欠損金の推移

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
NC精神	△62	△1,071	△1,389	△1,618
NC国際	△750	△2,683	△4,349	△3,868

法人の概要

独立行政法人国立がん研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課				中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日～ 27 年 3 月 31 (5 年間)				
沿革	昭 37.1 国立がんセンター → 平 22.4 独立行政法人国立がん研究センター											
組織	所在地：東京都中央区築地 5-1-1 (築地キャンパス：中央病院、研究所等) 千葉県柏市柏の葉 6-5-1 (柏キャンパス：東病院等)											
役職	役員数：理事長(1)、理事(常勤2、非常勤3)、監事(非常勤2)(H26.4.1現在) 常勤職員数：1,750人 非常勤職員数：992人(H26.4.1現在)											
法人の目的	がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条第1項)											
業務の範囲	1. がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3. がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 4. 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第13条)											
H22～26年度における決算額(H26は予算額)	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算
	・運営費交付金	8,803	8,755	8,056	7,425	6,687	・業務経費	32,762	41,823	42,568	46,456	47,732
	・施設整備費補助金	0	0	455	523	68	・施設整備費	2,685	5,214	5,305	13,257	7,224
	・長期借入金等	0	4,043	818	3,824	2,037	・借入金償還	1,584	1,904	2,091	2,190	2,316
	・業務収入	31,097	37,014	39,312	41,138	44,659	・支払利息	408	414	380	325	290
	・その他収入	46,201	40,178	7,540	10,553	19,029	・その他支出	22,855	54,525	5,877	7,657	634
(単位：百万円)	合計	86,102	89,989	56,181	63,463	72,480	合計	60,295	103,880	56,221	69,885	58,195

法人の概要

独立行政法人国立循環器病研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課					中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日（5 年間）				
沿革	昭 52.6 国立循環器病センター → 平 22.4 独立行政法人国立循環器病研究センター												
組織体制	所在地：大阪府吹田市藤白台 5-7-1（病院、研究所等）												
役員数	役員数：理事長（1）、理事（常勤 1、非常勤 2）、監事（非常勤 2）（H26. 4. 1 現在） 常勤職員数：1,167 人 非常勤職員数：499 人（H26. 4. 1 現在）												
法人の目的	循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 （高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 3 条第 2 項）												
業務の範囲	1. 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3. 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 4. 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 （高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 14 条）												
H22～26 年度における決算額（H26 は予算額） （単位：百万円）	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	
	・運営費交付金	5,902	5,428	4,977	4,605	4,316	・業務経費	19,178	23,357	24,978	25,475	25,537	
	・施設整備費補助金	0	0	608	0	0	・施設整備費	934	4,361	2,036	1,967	5,542	
	・長期借入金等	120	0	0	0	0	・借入金償還	174	278	278	279	283	
	・業務収入	16,369	19,736	23,516	23,045	23,550	・支払利息	29	27	23	19	14	
	・その他収入	16,002	0	0	2	5,824	・その他支出	11,396	53	42	56	54	
合計	38,392	25,164	29,101	27,651	33,690	合計	31,711	28,076	27,356	27,796	31,430		

法人の概要

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課					中期目標期間	平成22年4月1日～27年3月31日 (5年間)				
沿革	昭61.10 国立精神・神経センター（旧国立武蔵療養所、同神経センターと旧国立精神衛生研究所が組織統合） → 平20.4 国府台病院を国立国際医療センターへ組織移管 → 平22.4 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター												
組織体制	所在地：東京都小平市小川東町4-1-1（病院、神経研究所、精神保健研究所等）												
役員員数	役員数：理事長（1）、理事（常勤1、非常勤3）、監事（非常勤2）（H26.4.1現在） 常勤職員数：720人 非常勤職員数：613人（H26.4.1現在）												
法人の目的	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条第3項)												
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3. 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。 4. 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 6. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第15条)												
H22～26年度における決算額（H26は予算額） (単位:百万円)	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	
	・運営費交付金	4,595	4,513	4,652	4,534	4,292	・業務経費	9,564	11,726	12,731	12,881	12,757	
	・施設整備費補助金	0	1,413	894	450	539	・施設整備費	7,383	5,540	937	719	957	
	・業務収入	6,064	7,695	8,161	8,963	8,927	・借入金償還	53	52	50	48	85	
	・その他収入	11,298	1,686	665	211	3,454	・支払利息	43	43	41	40	38	
合計	21,958	15,307	14,372	14,159	17,211	・その他支出	505	336	261	142	102		
	合計	21,958	15,307	14,372	14,159	17,211	合計	17,548	17,697	14,020	13,830	13,938	

法人の概要

独立行政法人国立国際医療研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課					中期目標期間	平成22年4月1日～27年3月31（5年間）				
沿革	平 5.10 国立国際医療センター（国立病院医療センターと国立療養所中野病院とを統合） → 平 20.4 国立精神・神経センター国府台病院と組織再編成 → 平 22.4 独立行政法人国立国際医療研究センター												
組織体制	所在地：東京都新宿区戸山1-21-1（病院、研究所等） 千葉県市川市国府台1-7-1（国府台病院） 東京都清瀬市梅園1-2-1（国立看護大学校）												
役員数	役員数：理事長（1）、理事（常勤2、非常勤4）、監事（非常勤2）（H26.4.1現在） 常勤職員数：1,834人 非常勤職員数：767人（H26.4.1現在）												
法人の目的	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 （高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条第4項）												
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3. 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。 4. 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 6. 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。 7. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 （高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第16条）												
H22～26年度における決算額（H26は予算額） （単位：百万円）	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	
	・運営費交付金	8,455	7,514	7,135	6,914	6,317	・業務経費	25,275	30,054	32,525	32,746	33,930	
	・施設整備費補助金	0	78	67	896	841	・施設整備費	5,731	3,627	6,302	6,326	8,747	
	・長期借入金等	0	700	600	1,800	4,700	・借入金償還	326	615	986	1,099	1,132	
	・業務収入	19,938	25,120	29,209	31,967	30,904	・支払利息	289	283	278	266	257	
	・その他収入	19,808	7,642	6,125	4,756	3,942	・その他支出	1,531	6,785	5,528	5,056	699	
合計	48,201	41,054	43,135	46,333	46,704	合計	33,152	41,363	45,619	45,493	44,765		

法人の概要

独立行政法人国立成育医療研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課					中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 27 年 3 月 31 日 (5 年間)				
沿革	平 14.3 国立成育医療センター (旧国立大蔵病院と旧国立小児病院が統合) → 平 22.4 独立行政法人国立成育医療研究センター												
組織体制	所在地：東京都世田谷区大蔵 2-10-1 (病院、研究所等)												
役員数	役員数：理事長 (1)、理事 (非常勤 3)、監事 (非常勤 2) (H26. 4. 1 現在) 常勤職員数：1,011 人 非常勤職員数：565 人 (H26. 4. 1 現在)												
法人の目的	母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの (以下「成育に係る疾患」という。)に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 3 条第 5 項)												
業務の範囲	1. 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3. 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 4. 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 17 条)												
H22 ~26 年度における決算額 (H26 は予算額) (単位：百万円)	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	
	・運営費交付金	5,008	4,666	4,326	3,996	3,587	・業務経費	14,917	17,983	20,260	21,215	22,183	
・施設整備費補助金	0	321	582	449	0	・施設整備費	2,352	1,345	1,128	1,951	1,622		
・長期借入金等	0	0	0	0	0	・借入金償還	634	683	683	683	683		
・業務収入	12,275	16,453	18,264	20,139	21,085	・支払利息	146	124	107	99	90		
・その他収入	4,942	1,130	258	251	0	・その他支出	513	1,616	504	482	435		
合計	22,225	22,571	23,430	24,835	24,673	合計	18,563	21,750	22,683	24,430	25,014		

法人の概要

独立行政法人国立長寿医療研究センター

所管	厚生労働省	主管課	医政局医療経営支援課					中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 27 年 3 月 31 日 (5 年間)								
沿革	昭 41.4 国立療養所中部病院 (旧国立愛知療養所と旧国立療養所大府荘が組織統合) → 平 16.3 国立長寿医療センター → 平 22.4 独立行政法人国立長寿医療研究センター																
組織体制	所在地：愛知県大府市森岡町 7-430 (病院、研究所等)																
役員数	役員数：理事長 (1)、理事 (常勤 1、非常勤 1)、監事 (非常勤 2) (H26. 4. 1 現在) 常勤職員数：506 人 非常勤職員数：363 人 (H26. 4. 1 現在)																
法人の目的	加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの (以下「加齢に伴う疾患」という。)に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 3 条第 6 項)																
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。 2. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 3. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 4. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 5. 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 6. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第 18 条)																
H22 ~ 26 年度における決算額 (H26 は予算額) (単位：百万円)	【収入】	H22	H23	H24	H25	H26 予算	【支出】	H22	H23	H24	H25	H26 予算					
	・運営費交付金	3,459	3,613	3,743	3,477	3,058	・業務経費	6,301	7,684	8,510	8,658	9,090					
	・施設整備費補助金	0	441	625	236	137	・施設整備費	312	2,325	1,856	1,005	488					
	・業務収入	3,812	5,793	6,010	6,557	6,560	・借入金償還	79	105	102	102	102					
	・その他収入	3,103	502	2,002	1,000	501	・支払利息	13	12	10	9	7					
合計	10,374	10,349	12,379	11,270	10,255	・その他支出	107	1,629	1,693	1,127	107	合計	6,812	11,756	12,171	10,901	9,794

